公立大学法人横浜市立大学 事 務 局 長

見積書・納品書・請求書(支出関係書類)の押印省略について(ご案内)

デジタル時代に向けた規制・制度見直しの一環として政府が進めている書面主義、押印原則等に関する官民の規制・制度や慣行の見直しを踏まえ、本学においても取引先企業の皆様に求めている押印書類に関して、次のとおり方針を定めましたのでご案内いたします。

1 押印省略を可とする支出関係書類

次の書類は、押印省略を可とします。

ただし、<u>文書の真正性の担保のため、押印の代わりとして、ご担当者様の連絡先情報の記載をお願</u>いします。

【対象書類】

- ① 見積書
- ② 納品書
- ③ 請求書

【押印の代わりに必要な記載内容(連絡先情報)】

ご担当者様の「所属、氏名(フルネーム)、電話番号、Eメールアドレス」

※ 見積書、請求書については、上記の記載をお願いします。

納品書については、納品物との突合を目的とするため、連絡先情報は不要です。

2 留意事項

- ・押印省略の書類は、電子メールによる PDF での提出についても原本として認めます。
- ・これまでどおり押印する事業者については、紙の書類を原本としてご提出ください。
- ・契約書・請書については、事業者の押印により文書の真正性の確保が必要な書類として、これまで と同様に押印を必須とします。

3 参考資料

- (1) 押印省略に関する Q&A【添付1】
- (2) 見積書、納品書、請求書の記載例【添付2】

【担当】公立大学法人横浜市立大学

企画財務課企画財務担当

TEL: 045-787-2031

添付1

見積書・納品書・請求書の押印省略に関するQ&A

項番	質問	回答			
1	押印省略の運用開始はいつからか。	見積書・納品書・請求書の押印省略は、本通知(令和3年11月5日)を もって適用開始とします。			
2	押印を省略とした場合に、真正性の担保はどうなるのか。	文書の証拠価値は押印のみで評価されるのではなく、手続き全体で評価 されるものとなります。			
3	押印省略の書類を電子メールでの送付ではなく、郵送(または持 参)での提出でもよいか。	郵送(または持参)での提出でも構いません。			
4	押印省略の書類について、書き間違いや訂正があった場合どのよう にすればいいのか。	書き間違いや訂正があった場合には、再提出をお願いします。			
5	従前どおり(押印の上、担当者の情報を記載しない)の提出でもよいか。	従前どおり押印をしての提出でもかまいません。今回の通知は、「押印を省略しなければいけない」ということではなく「押印を省略可」とするものです。			
6	1 2	部署にかかわらず請求内容についての問い合わせに対応できる担当者を 想定しています。			
7	連絡先情報(担当者所属、氏名、電話番号、メールアドレス)の不備とはどのような場合か。	・記載内容に明らかな不備があった場合 ・氏名(フルネーム)が記載されていない場合 などが考えられます。 不備があった場合は無効として取り扱われます。			
8	電話番号は携帯電話番号でもよいか。	原則、固定電話番号としてください。ただし、固定電話を設置していない場合等は、携帯電話番号でも構いません。			
9	連絡先情報の担当者氏名は、代表者氏名と同じでも構わないか。また担当者を代表者と同じにする場合、代表者としての記載と、担当者としての記載として、同じ情報を2つずつ記載する必要があるか。	担当者氏名は、代表者氏名と同じでも構いません。 代表者 氏名、			
10	連絡先情報を印字でなく手書きで記入してもよいか。	連絡先情報については、手書きでも構いません。			
11	連絡先情報を請求書ではなく、別添で提出してもよいか。	別添での提出でも構いません。なお、別添の際には書類提出の都度提出 をお願いいたします。			
12	電子メールでの提出の場合、締切日時に必着か。	郵送での提出と同様に、締切日時を設定している場合は必着です。			
13	押印省略可能な書類で、従前どおり押印をした上で、電子メールで 提出した場合、電子媒体が原本として認められるのか。	原本としては認められません。紙での原本の提出をお願いいたします。 なお、電子押印に対応している請求書については、電子媒体が原本とな りますので、電子メールを原本としての提出が可能です。			



見積書NO.

令和 年 月 日

公立大学法人 横浜市立大学 理事長 小山内 いづ美

住 所

商号又は名称

代表者職氏名

千

億

押印省略可



金額

件 名 ______

百

件 名 (品名:品質、形状等) 数 量 単 価 金 額

・押印省略の場合、電子メールによるPDFでの提出についても原本として認めます。

+:

万

千

百

・日付、宛先、発行者の社名、代表者名、所在地、合計金額、金額内訳明細の記載は必要です。

消費税及び

押印省略の場合

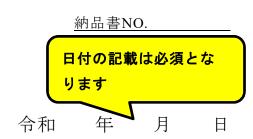
・見積書発行の担当者に関する情報を記載します。

【発行担当者情報】

担当者: 所属部署:

電話: メール:





公立大学法人 横浜市立大学 理事長 小山内 いづ美

病院宛の場合は「病院名・病

院長名」でも可本学宛であることが分かれば、納品場所・部署名でも可

住 所

商号又は名称

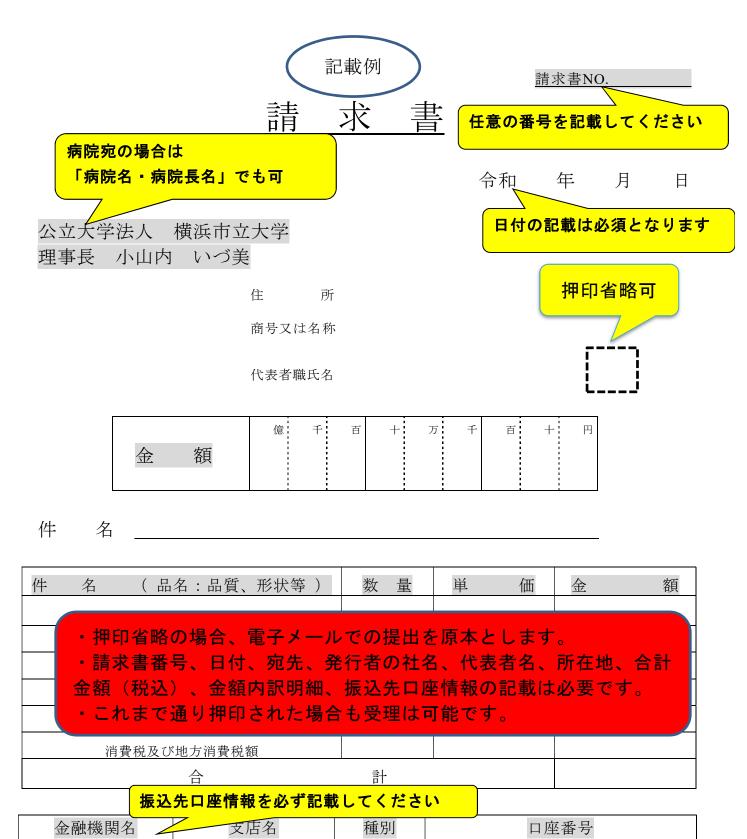
代表者職氏名



件 名

件	名	(品名:品質、形状等)	数量	単	価	金	額
	ì	消費税及び地方消費税額					
		合	計				

- ・日付、宛先、発行者の社名、代表者名、所在地、金額内訳明細(消費税別・消費税込を明記)の記載は必要です。
- ・これまで通り押印された場合も受理は可能です。
- ・担当者所属、氏名、電話番号、メールアドレスの記載は不要です。



(フリガナ)

口座名義押印省略の場合

・請求書発行の担当者に関する情報を記載します。

【発行担当者情報】